

# 改憲の状況



弁護士  
川口 創

安倍首相は、自民党総裁選で石破氏を破り、総裁3期目に入りました。そして、10月24日の臨時国会冒頭の所信表明演説において、憲法改正の意欲を明確に示しました。

悲願の憲法改正をなんとしてもやり遂げたい、という強い思いが滲み出ていました。

しかし、政策の優先課題として何を求めるのか、という世論調査でも、「憲法改正」を求める声はきわめて少数です。

今年は、5月に改元があり、改元に向けて、様々な行事が行われていくことなどからすれば、憲法改正の国民投票をする余裕はとてありません。

また、7月頃には参議院選挙が控えています。現在は、衆参両院で与党が3分の2以上を握っているため、憲法改正の発議の要件である、「衆参両院の3分の2以上の賛成」を得て、憲法改正の「発議」をしていくことが可能と思われますが、来年7月以降、参議院で3分の2以上を確保できる保障はありません。

安倍首相が憲法改正を仕掛けていく時間的余裕はほとんどない、と思われれます。

現時点まで、安倍首相一強と言われ、衆参両院の3分の2を確保しているながら、憲法改正の発議にたどり着けなかったのは、国民の中で憲法改正反対の声が根強くあり、それを具体的に形にしつつある3000万人署名の力であると思います。

私が事務局長を務めている「国民安保法制懇」の議論でも、安倍首相の手による憲法改正はほとんど不可能となった、という見方が、現時点では強いです。

しかし、安倍首相は、これまでも私たちの想像の上を行く禁じ手や、国民の分断をもともしない「手口」で自分の思いを押し通してきた人です。油断は出来ません。

また、こういうときだからこそ、憲法の条文を変える、変えない、ということから一歩離れて、自衛隊の実態や国際情勢に関心を持ち、子どもたちに平和な未来をバトンタッチしていくために、どんな政策が求められるのか、考えてみるべきではないでしょうか。

今年も、第一法律事務所は、憲法問題についての講師の派遣を積極的に行っています。ぜひ、学習会の講師として当事務所の弁護士にお声がけ下さい。